

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	韋応物の吏隠意識の転換について：左司郎中期を中心に
Author(s)	山田, 和大
Citation	中國中世文學研究, 57 : 63 - 84
Issue Date	2010-03-20
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051421
Right	
Relation	



韋応物の吏隠意識の轉換について — 左司郎中期を中心に —

山田 和大

はじめに

白居易は2916「呉郡詩石記」(卷五十九)⁽¹⁾の中で、

貞元初、韋應物爲蘇州牧、房孺復爲杭州牧。……時予始年十四五、旅二郡。以幼賤不得與遊宴、尤覺其才調高而郡守尊。以當時心言、異日蘇・杭苟獲一郡足矣。(貞元の初め、韋応物 蘇州の牧と爲り、房孺復 杭州の牧と爲る。……時に予 始めて年十四五にして、二郡に旅す。幼賤を以て遊宴に与るを得ざるも、尤も其の才調高くして郡守の尊きを覚ゆ。以て當時心に言ふ、異日に蘇・杭苟くも一郡を獲れば足れりと。)

と、韋応物への憧れを述べ、その続きに、

韋在此州歌詩甚多、有郡宴詩云、「兵衛森畫戟、燕寢凝清香。」最爲警策。今刻此篇于石、傳貽將來。因以予旬宴一章亦附于後。(韋此の州に在りて歌詩甚だ多く、郡宴詩有りて云ふ、「兵衛 画戟森たり、燕寢 清香凝る」

と。最も警策たり。今此の篇を石に刻し、伝へて将来に貽らん。因りて予の旬宴一章を以て亦後に附す。)

と、韋応物の40「郡齋雨中与諸文士燕集」という郡齋詩と、自分自身の2914「郡齋旬飯命宴呂座客示郡寮」(卷五十一)とを石に刻み、後世に残したいと言う。ここから、白居易が韋応物を強く意識していたことがわかる。

赤井益久氏は、この文章や韋応物と白居易の詩をもとに、

「安史の大乱」後の士大夫の意識は従来の処世観ではすでに自律できなくなっており、新たな展開を模索していた。その典型に韋応物がいる。良吏としての自覚と現実との間の矛盾相克は、官職の放擲によって超克されるものではなく、また精神的自足の点でも(退隠)が拠り所とならなかつた。この両者を止揚させるものが(出仕)にあつて(退隠)を標榜する「郡齋詩」やその精神の境地を感得しようとする「寺院詩」であつた。江南地方に避難していた折、韋応物に接し、その

文学と名刺史の声望にあこがれた白居易は、士大夫の意識の持ち方として、また新たな処世観の典型として意識されたのである。白居易の前にはすでに個我意識を包み込む、自足の場としての「閑居」が提示されていた。

と指摘される。

これについて、二〇〇七年の韋応物墓誌の発見により、晩年の韋応物の事跡が従来考えられていたものと変わるため、蘇州刺史期の詩の繫年変更する必要がある。詳細は別稿で論じたが、蘇州刺史期には寺院詩があまり作られなくなっていく。

後述するように、韋応物は蘇州刺史になる以前、江州刺史のころは寺院詩を多く作り、吏隠の境地に至るために寺院という場の力を必要としていた。寺院詩と郡齋詩とともに作っていた時期から、蘇州刺史期にはもっぱら郡齋詩を作るようになる。この転換があること、またなぜそのような吏隠意識の転換が起こったのが問題にな

る。韋応物の吏隠意識の転換がなければ、白居易の詩文への影響もなかったかもしれないため、中唐文学史上における重要な問題に繋がっていく可能性があるからである。

江州刺史期と蘇州刺史期の間には、左司郎中であつた約一年間がある。この時期の詩を検討することが、韋応物の吏隠意識の転換を解明することに繋がるはずである。そこで、本稿では、まず従来、左司郎中期の作とされてきた詩の繫年を可能な限り確定させる。そして韋応物の外任後、特に江州刺史期の吏隠意識を概観し、その上で左司郎中期の吏隠意識を考察する。最後に吏隠意識の転換の理由について述べてみたい。

一 左司郎中期の詩の繫年

まず、従来の繫年について確認しておく。「繫年」と「校注」の見解をまとめたのが次の表である（配列は「繫年」の順による）。

詩題	孫望『繫年』	陶敏・王友勝『校注』
【80】 休沐東還胄貴里示端	貞元四（七八八）年春の作	大曆十四（七七九）年の作
【177】 送馮著受李廣州署爲録事	貞元四（七八八）年	大曆四（七六九）年晚春から初夏
【151】 送李侍御益赴幽州幕	貞元四（七八八）年	建中三（七八二）年夏
○ 【102】 對韓少尹所贈硯有懷	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年
【2023】 送顔司議使蜀訪圖書	貞元四（七八八）年か？	大曆十一（七七六）年秋

○	【105290】	奉和聖製重陽日賜宴	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年九月
○	【1105291】	雪夜下朝呈省中一絶	貞元四（七八八）年	建中二（七八一）年冬
○	【12611】	答馮魯秀才	貞元五（七八九）年	大曆十三（七七八）年
○	【291262】	和吳舍人早春歸沐西亭言志	貞元五（七八九）年	貞元五（七八九）年正月
○	【253629】	送褚校書歸舊山歌	貞元四（七八八）年	貞元年間
○	【292537】	奉和張大夫戲示青山郎	貞元四（七八八）年	貞元年間
○	【3572925】	至開化里壽公故宅	建中二（七八一）年	貞元四（七八八）年

一覽してわかるように、両者の食い違いが無く、ほぼ確実に左司郎中期の作だと考えられるのは、四首（○）を付けたもの（○）のみである。ここでは、それ以外のものについて、作詩時期を確認する。

まず、80「休沐東還胄貴里示端」（巻二）を見てみよう。

- 1 宦遊^(s)三十載 宦遊すること三十載
- 2 田野久已疎 田野久しく已に疎なり
-
- 13 存没^(s)惻私懷 存没は私懷を惻^(s)ましめ
- 14 遷變傷里閭 遷變は里閭を傷^(s)ふ
- 15 欲言少留心 少しく心を留むと言はんと欲するも
- 16 中復畏簡書 中ごろ復た簡書を畏る
- 17 世道良自退 世道^(s)良に自から退き
- 18 榮名亦空虚 榮名も亦空虚なり
- 19 與子終携手 子と終に手を携へて
- 20 歲晏當來居 歲晏^(s)くして当に來たりて居すべし

『繫年』は、第1句の「三十」を「二十」に作る『江州集』を底本にし、洛陽丞になつて約二十年後、貞元四（七八八）年の作とする。『校注』は、三衛となつた天宝八（七四九）年頃から三十年後、大曆十四（七七九）年の作とする。第1句からは、兩説ともに可能性はある。そこで、第13・14句に注目したい。人の生き死にが自分自身の心を悲しくさせ、時間の流れは村里の様子を変えてしまったと言う。「存没」という語を使った表現は、

- 351 「同徳精舍旧居傷懷」（巻六）に、
 - 1 洛京十載別 洛京十載の別
 - 2 東林訪舊扉 東林旧扉を訪ぬ
 - 3 山河不可望 山河望むべからず
 - 4 存歿意多違 存歿意違ふこと多し
-

とある。この詩は大暦十四（七七九）年に作られた悼亡詩であり、妻が生きていた頃と、亡くなった今とでは山河を見たときの気持ちに違いが多いと詠んでいる。「休沐東還胄貴里示端」は従弟にあてたものであり、亡き妻に言及することも十分に考えられる。第13・14句は久々に一族のいる郷に帰ったのに、かつての一族の集まりと違つて今は妻がいらないという状況を詠んだものであろう。

また、第18句では「榮譽も名声もむなしものである」と詠む。これと同様の表現は、263「清都觀答幼遐」（巻五）に「榮名等糞土、携手隨風翔。」（榮名は糞土に等しく、携手して風の翔るに随はん。）と、かなり強烈な言い回しが見える。この詩は『繫年』が大暦十三（七七八）年の作とし、『校注』が建中元（七八〇）年長安閑居、すなわち灑上閑居の時の作とする。いずれにしても、外任以前のものである。

これらの比較的早い時期の詩の表現との類似から考えて、80「休沐東還胄貴里示端」は大暦十四年ごろの作とする方が妥当であろう。

次に177「送馮著受李広州署為録事」（巻四）を検討する。この詩の繫年で重要なのは、馮著の事跡および「李広州」という人物の確定である。

まず、「李広州」の候補として、郁賢皓氏の考証⁷⁾を参照すると、大暦三（七六七）年から大暦七（七七二）年間の広州刺史李勉と、貞元三（七八七）年から貞元八（七九二）年ごろまでの広州刺史李復の二人が考えられる。

次に、馮著の事跡について陶敏氏は、³⁵³「張彭州、前与緱氏馮少府各惠寄一篇。多故未答、張已云没。因追哀敘事兼遠簡馮生」（巻六）を解説して次のように述べている（□内は筆者注）。

張彭州、張既。……張既建中中以司封郎中知制誥、張西掖文翰、見1912C〔寓居灑上精舍寄于張二舍人詩〕、時韋在南省爲比部員外郎。詩當貞元元年秋作。……馮少府、馮著。馮著、馮魯兄弟均與韋應物交游。但馮魯貞元五年方及第、見1947A〔答馮魯秀才詩〕。故此馮少府乃馮著、且知1028D〔送馮著受李広州書為録事詩〕之李廣州非大暦六年之廣州刺史李勉、當是貞元三年之廣州刺史李復。

「張彭州、前与緱氏馮少府各惠寄一篇。……」の作詩時期は、張彭州が卒したときと考えあわせると、貞元元（七八五）年比部員外郎期であり、そのころ馮著は緱氏県（現在の河南省偃師市）の「少府」（尉）だったと言う。「元和郡県図志」巻五「河南府」によると、緱氏県は次赤県である。その尉は京県の尉に次ぐのだから従八品下であろう。

一方、177「送馮著受李広州署為録事」で、馮著が任命されたと思われる「広州録事」について見ておく。『旧唐書』巻四十一によると、広州は中都督府である。中都督府の「録事」は従九品上である。この場合、広州録事か

ら縵氏県少府に昇任したと考えることができる。また、「録事」は録事参軍事の略称として使われることもある。その場合、中都督府である広州では、正七品下である。陶敏氏が「李広州」を李復としているのは、馮著が従八品下の縵氏県少府から正七品下の広州録事参軍事に昇官したと考えているからだろう。この詩のみから判断するとともに妥当性があるように思える。

ここで、73「贈馮著」(巻二)に着目してみたい。

- 1 契闊仕兩京 契闊として兩京に仕へ
 - 2 念子亦飄蓬 子も亦飄蓬たるを念ふ
 - 3 方來屬追往 方來 追往に屬し
 - 4 十載事不同 十載事へて同にせず
- ……

一所懸命に洛陽と長安二つの都で出仕している私は、いろんなところを渡り歩いている君のことを思う。将来的には、この十年間君と同じ場所です事をしなかったことも思い出となるだろう、と詠む。

傅璇琮氏は「韋应物系年考证」大曆十二年の条にこの詩を引いて、

「十載事不同」或指大历初期至本年前后。按、据前大历四年条，冯著曾于大历四年后数年间受辟为李勉岭南节度使幕为录事。李勉于大历七年冬改任他职，冯著当

也罢录事之职北上，此时又入长安，应物赠之以诗。

と、大曆の初め頃から大曆十二年ごろまでの十年間ほど、馮著と同じ場所で仕えることができなかつたという詩句があり、それはちょうど大曆四年から数年間、広州録事になつていた期間にあたりと指摘する。

重要なのは、韋应物が洛陽と長安それぞれに出仕していた間、馮著と離れていたと表現していることである。

韋应物の事跡において、彼が「十載」のうちに、「兩京」に仕えていたと言える期間は洛陽丞となつた永泰年間から京兆府功曹を終える大曆十三(七七八)年までの間しかなく、左司郎中となつた貞元四(七八八)年ごろの前後十年間には、洛陽で出仕していた形跡は見られない。とすれば、馮著は韋应物が洛陽・長安で出仕していた大曆年間ごろに、韋应物から遠く離れたところで出仕していたと考えるのがよさそうである。今、問題にしている詩に見える「広州」であれば、その遠く離れた地という条件を十分にクリアできる。したがって、「送馮著受李広州署為録事」は、大曆四年ごろ馮著が広州録事として李勉の幕下に赴いた頃の作とするのがよいだろう。

次は、215「送李侍御益赴幽州幕」(巻四)を検討する。

この詩の繫年を考えるときに重要なのは、李益の事跡である。「旧唐書」巻一百三十七「李益伝」に「益不得意、北遊河朔。幽州劉濟辟爲從事。」(益意を得ずして、北のかた河朔に遊ぶ。幽州の劉濟辟して従事と爲す。)とあ

り、劉済に呼ばれて幽州に行ったことがわかる。『旧唐書』卷一百四十三「劉怱伝」および「劉済伝」によると、劉済が幽州節度使となったのは、父劉怱が卒した貞元元年九月以降であり、『繫年』は、これをもとに貞元四年に繫年している。

譚優学氏¹⁰は、建中三（七八二）年、李益が三十五歳の時の事跡について、「是年初夏还长安，拟仍返怀光幕赴幽州。后以他故，未行，仍留长安。」と記す。その考証の中で、韋応物のこの詩にも触れ、次のように述べる。

去年李益入怀光幕，冬春巡行朔野。今年初夏，以故间还京师，仍拟返怀光幕，随之东北，讨拒田悦，朱滔等，其时宜有李军直捣幽州，覆滔巢穴之议，故韦作诗送之，标题曰「赴幽州幕」，后以他故而益未尝往也。

李益は、建中二年に朔方節度使李懷光の幕下に入り、建中三年初夏に長安に帰った。その年、幽州で朱滔らの乱が起こり、李懷光はその平定に行くことになった。李益がそれに付き従うことになったとき、比部員外郎であった韋応物がこの詩を送ったというのである。譚氏はさらに詩の内容について、

- 9 悠悠行子遠 悠悠たり 行子遠く
10 眇眇川途分 眇眇たり 川途分かる
11 登高望燕代 高きに登りて 燕代を望むに

12 日夕生夏雲 日夕 夏雲生ず

を取り上げ、『資治通鑑』卷二百二十七「唐紀・徳宗神武聖文皇帝建中三年」五月の条に「辛卯、詔朔方節度使李懷光、將朔方及神策歩騎萬五千人東討田悦、且拒滔等。」（辛卯、朔方節度使李懷光に詔して、朔方及び神策の歩騎万五千人を將^ひめて東して田悦を討ち、且つ滔等を拒^むがしむ。）とあるのと、12句目の「夏雲」が季節の上で符合すること、また、

5 始従車騎幕 始めは車騎の幕に従ひ
6 今赴嫖姚軍 今は嫖姚の軍に赴く

という句について、5句目は大暦年間に李益が「司空魚空」蔵希讓に従って北征したことを言い、6句目はこれから李懷光の軍に入っていくことを述べたのだと解している。こうしたことから、譚氏は²¹⁵「送李侍御益赴幽州幕」が韋応物の比部員外郎期の作だという卜孝萱氏の考証が妥当であるとしている。

この詩には、

- 13 司徒擁精甲 司徒 精甲を擁し
14 誓將除國氛 誓ひて將に 國氣を除かんとす
という句が見える。傅璇琮氏は『旧唐書』卷一百四十三

「朱滔伝」に「建中二年、……以功加檢校司徒。」（建中二年、……功を以て檢校司徒を加へらる。）とあることから、「司徒」は朱滔であるとし、「國氣」は『旧唐書』卷十二「德宗紀上」建中三年正月条に「丙寅、幽州節度使朱滔・張孝忠破李惟岳之兵於束鹿。」（丙寅、幽州節度使朱滔・張孝忠、李惟岳の兵を束鹿に破る。）とある李惟岳の叛乱を指すと言¹⁹う。

一方、第14句の「國氣」にあたる幽州での出来事は、建中三年四月に起きた朱滔らの叛乱が相当するとも考えられる。ただ、この場合、「司徒」は、その鎮圧を任命された李懷光を指していると思われるが、李懷光自身は司徒に任命されてはいない。

この点について、傅璇琮氏は、「蓋其時朱滔虽叛，与王武俊、田悦相連結，但其消息尚未传来。」と、朱滔の乱は起こったものの、詩が詠まれた時点では、まだその情報²⁰が伝わってなかったとし、譚氏は、「惟「司徒」一銜，不見怀光本传，疑旧史失载，此种情况甚多，无庸举例。」と、李懷光が「司徒」に任ぜられたことが史書から漏れているだけだと述べている。

どちらかに確定するのは難しいが、「國氣」や「司徒」といった詩の中のことばが指す内容から考えると、この詩は比部員外郎期の作とする方がよい。

つづいて、202「送顔司議使蜀訪圖書」（卷四）を見てみる。『繫年』は、左司郎中期とする根拠を挙げておらず、『校注』は、大曆十一（七七六）年七月に括圖書使とな

り、江淮地方に行くことになった耿湋と同時に命を得て蜀に行つたのではないかと推測している。詩の内容からどちらが妥当か検討する。

7 無爲久留滯 為す無かれ 久しく留滯するを

8 聖主待遺文 聖主 遺文を待つ

ここに見える「聖主」という語に着目したい。この語は韋応物詩では他に364「登高望洛城作」（卷七）に「聖主乃東眷，俾賢拯元元。」（聖主乃ち東眷し、俾賢 元元を拯ふ。）とある。「登高望洛城作」の第13・14句には「十載構屯難，兵戈若雲屯。」（十載 屯難を構へ、兵戈 雲屯のごとし。）と見え、この表現から見て、安祿山の乱が起きた天宝十四（七五五）載から十年後の永泰元（七六五）年ごろ、洛陽での作とするのがよい。また「聖主」ということばに似たものとして、538「驪山行」（卷十）に、

35 聖皇弓劍墜幽泉 聖皇の弓劍 幽泉に墜ち

36 古木蒼山閉宮殿 古木蒼山 宮殿を閉づ

37 續承鴻業聖明君 鴻業を續承す 聖明君

38 威震六合驅妖氛 威は六合を震はせ妖氛を驅る

と、「聖皇」、「聖明君」の語が見える。前者は安祿山の乱によって都を逐われ、すでに崩御していた玄宗を、後者は安祿山の乱からの復興を成し遂げた代宗を指す。「驪

山行」も洛陽丞に任命されたばかりの作であり、かなり早い時期の作である。韋応物が詩の中で「聖」を冠して呼んでいる皇帝はこの二人のみであるから、202「送顔司議使蜀訪函書」も代宗の大暦年間の作である可能性がやや高いと思われる。

105「雪夜下朝呈省中一絶」は、次のようである。

1 南望青山滿禁闌

南のかた青山を望めば禁闌に満ち

2 曉陪鴛鴦正差池

曉に鴛鴦の正に差池たるに陪す

3 共愛朝來何處雪

共に愛するは朝來何処よりの雪

4 蓬萊宮里拂松枝

蓬萊宮里松枝払ふ

この詩は詩題の「省中」から考えて、尚書省に所属していた比部員外郎期、または左司郎中期の作であると考えられる。似た光景を読む他の韋応物詩として比部員外郎期の作167「和張舍人夜直中書寄吏部劉員外」（卷三）に「松桂生丹禁、鴛鴦集雲臺。」（松桂 丹禁に生じ、鴛鴦雲台に集まる。）と、役人が列を成して朝廷に集まつてくる様子が描かれている。これと類似した表現をしている点から、105も比部員外郎期の作である可能性の方がやや高い。

次は261「答馮魯秀才」（卷五）について考える。『繫年』は、「秀才」という語が、唐宋のころには、科挙に合格し

た者を言うようになったことに着目し、この詩を馮魯が進士に登第した貞元五（七八九）年の作と見ている。『校注』は、大暦十三（七七八）年の作とするが根拠は挙げていない。詩に次のようにある。

9 簿書勞應對 簿書 應對するに勞し
10 篇翰曠不尋 篇翰 曠しく尋ねず

第9句に見える「簿書」に着目したい。「簿書」を管理するのは、『新唐書』卷四十九下「百官志下」王府官に「功曹參軍事掌文官簿書、考課、陳設。」（功曹參軍事は文官の簿書、考課、陳設を掌る。）とあり、功曹參軍事の仕事であることがわかる。これが忙しいと言っているのだから、このとき韋応物は京兆府功曹參軍のはずである。韋応物は大暦九年から十三年秋ごろまで京兆府功曹參軍に任じられていたから、この詩は遅くとも大暦十三年秋以前の作である。

536「送褚校書歸旧山歌」（卷十）について、『繫年』は比部員外郎期の作とも考えられるが、とりあえず左司郎中期に置くとする。秘書省で校書郎として出仕していた褚某を見送るという題や、

17 春風飲餞灞陵原 春風 飲餞す 灞陵の原
18 莫厭歸來朝市喧 厭ふ莫かれ 歸來朝市 喧

19 不見東方朔
20 避世從容金馬門

しと

見ずや 東方朔の

世を避けて金馬門に從容た
るを

と、17句目以降で現在の西安市にある「灞陵原」で送別の宴を開いている様子を述べ、省庁に帰ってきて欲しいと言っているところからすると、長安での作であることは間違いない。しかし、比部員外郎期か、左司郎中期かということについては、確定できる要素が無く、これ以上の考証は難しい。

最後に357「至開化里寿公故宅」(巻六)を見てみたい。

「開化里」は長安の坊里の名で、「寿公」は寿春公黎幹を言う。黎幹は、韋応物が京兆府功曹になったときに世話になった人物である。この詩は次のような内容である。

- 1 寧知府中吏 寧ぞ知らん府中吏の
- 2 故宅一徘徊 故宅に一たび徘徊するを
- 3 歴階存往敬 階を歴て往敬を存し
- 4 瞻位泣餘哀 位を瞻て余哀に泣く
- 5 廢井沒荒草 廢井、荒草に没し
- 6 陰牖生綠筍 陰牖 綠筍生ず
- 7 門前車馬散 門前 車馬散じ
- 8 非復昔時來 復た昔時の來たるに非ず

かつて京兆府功曹として働いていた自分が黎幹が亡くなったあとの家を訪れるとは思わなかった。階段を上っていくときには過ぎし日に抱いた黎幹への敬意がまだ心に残っているのを感じ、位牌を見ては黎幹が亡くなったときからずっと引きずっている悲しみにこらえきれず涙した。すっかり枯れた井戸は荒れ草に隠れ、北向きの窓には苔が生えていた。門の前にかつて集まっていた車馬はいなくなり、昔来たときとは違うことを痛感した、と詠む。この詩は黎幹が卒した大曆十四(七七八)年五月以降長安での作であることは明らかである。

問題は、いつ黎幹が亡くなったあとの家を訪問したかということである。『繫年』は、第5・6句の表現から、「見黎幹之死已歷時日矣，故次於建中二年也」と、黎幹の死後、しばらく経ってからの作だから、建中二(七八一)年の作だとしている。一方、『校注』は、黎幹の墓誌に「大曆十四祀、詔徙端州、以素疾而終。享年六十四。尋沐鴻恩昭雪、以本官歸葬。……至貞元庚午歲十一年廿八日庚寅、遷宅于洛陽翟縣清風鄉之原。禮也。」(大曆十四祀、詔ありて端州に徙るに、素疾を以て終はる。享年六十四なり。尋いで鴻恩に沐して昭雪せられ、本官を以て歸葬せらる。……貞元庚午の歲十一年廿八日庚寅に至り、宅を洛陽翟縣の清風郷の原に遷す。礼なり。)とあるのを引いた後、「庚午、貞元六年。韋應物建中三年出守滁州、貞元四年方歸長安、詩當即此年作。」と、外任から帰ってきたばかりの貞元四(七八八)年に詠んだのだらうとする。

どちらの可能性も考えられると思う。ただ、大暦十一（七七六）年に韋応物の妻が亡くなり、その次の年の春から夏の間ごろの悼亡詩、342「過昭国里故第」（巻六）には、

5 池荒野筠合 池荒れて野筠合し

6 庭縁幽草積 庭縁にして幽草積す

と、家が荒れている様子を詠んでいる。同じように、黎幹が亡くなったあと、二、三年の間に「至開化里寿公故宅」詩を詠んだとしてもおかしくはない。ここでは、『繫年』の判断に従い、韋応物が初めて長安で勤めることになった、比部員外郎の時期の作としておく。

以上から、従来の繫年に食い違いが見られるものはほとんどが左司郎中期のものではないことが確認できた。これらを除いた四首から、左司郎中期の吏隠意識を見ていこうと思うが、その前に左司郎中期以前、とくに江州刺史期の吏隠意識について概観しておきたい。

二 江州刺史期の吏隠意識

江州刺史期には三十一首の詩が詠まれており、寺院詩はそのうちの十首である。これは、蘇州刺史期の詩三十九首中、一首しか寺院詩が見られないことに比べ、数としても割合としても格段に多い。そこで、ここでは江州期の寺院詩を中心に韋応物の吏隠意識を検討していく。

まず、426「尋簡寂観瀑布」（巻七）を見てみたい。

1 躡石敲危過急澗 石の敲危たるを躡みて急澗を過

2 攀崖迢遞弄懸泉 崖の迢遞たるを攀ちて懸泉を弄

3 猶將虎竹爲身累 猶ほ虎竹を將て身の累ひと為

4 欲付歸人絶世縁 歸人に付して世縁を絶たんと欲

傾いていて危ない石の上を歩いて急な流れの谷川を通り過ぎ、高い崖をよじ登って滝を愛でていると、刺史に任命されたときに授与された割り符がうつつとうしいものを感じられ、それを簡寂観から帰っていく人に託して、世俗との縁を切りたい、と詠む。とくに第3・4句に顕著なように、道観に行き、俗世から離れた場所、俗世間のわずらわしさをいやがっている様子が見える。

同じく簡寂観で詠んだ詩に、427「簡寂観西澗瀑布下作」（巻七）がある。

1 淙流絶壁散 淙流 絶壁に散じ

2 虚烟翠澗深 虚烟 翠澗に深し

3 叢際松风起 叢際に松风起こり

4 飄來灑塵襟 飄り来たりて塵襟に灑ぐ

5 窺蘿玩猿鳥 蘿を窺ひて猿鳥を玩で

- 6 解組傲雲林 組を解きて雲林に傲ぶ
 7 茶果邀眞侶 茶果もて眞侶を邀へ
 8 觴酌洽同心 觴酌もて同心に洽からしむ
 9 曠歲懷茲賞 曠歲の賞を懷き
 10 行春始重尋 行春に始めて重ねて尋ぬ
 11 聊將橫吹笛 聊か將て横、ままに笛を吹き
 12 一寫山水音 一に写さん 山水の音

滝しぶきが激しく、もやのようにかかつて谷川を深く覆い隠す。そこで滝の勢いによつて起こる松風に吹かれて世俗的な思いをきれいさっぱりと洗い流すことができた。つたの間からは猿や鳥の姿を眺め、冠紐をほどこいて簡寂観に遊んだ。茶や菓子で道士をもてなし、楽しみをともにするものたちに酒をあまねく行き渡らせた。このような楽しみを味わいたいと、ずつと心に思つていて、春の巡察のついでに再度この簡寂観の滝を訪れることができた。そこで好きなように笛を吹いて、この滝の音を模写してみよう、と詠む。

ここには、俗世間を離れた道観で楽しく過ごす様子が見て取れるが、注意すべき点がある。それは、第10句に見える「行春」という語である。『後漢書』卷三十三「鄭弘伝」に「太守第五倫行春。」（太守第五倫行春す。）とあり、その李賢注に「太守常以春行所主縣、勸人農桑、振救乏絶。」（太守常に春を以て、主る所の県を行き、人に農桑を勧め、乏絶なるを振救す。）と見えるように、

「行春」は、太守がその治所を巡り、民衆を助けることを言う。したがって、ここに詠まれている楽しみは役人をしながら、それもただ職にあるというだけではなく、役人としての任務の最中に味わえたものであることがわかる。さきに見た役人生活を煩わしいと詠む「尋簡寂観瀑布」詩と比べると、同じ簡寂観の滝を尋ねたのではあるが、役人世界に対する態度がかなり違う。「簡寂観西潤瀑布下作」に「行春始重尋」とあるから、「尋簡寂観瀑布」詩が先に詠まれ、「簡寂観西潤瀑布下作」が後に詠まれたと考えられる。二度目に簡寂観を訪れたときになって、公務である巡察をしながらでも道観や山水の風景を眺め、楽しめることに気付いたのである。

- こうした発想に基づく詩として、303 「因省風俗訪道士 姪不見題壁」(巻五)がある。
- 1 去年澗水今亦流 去年の澗水今亦流れ
 - 2 去年杏花今又折 去年の杏花今又折る
 - 3 山人歸來問是誰 山人帰り来たりて是れ誰なるかと問はば
 - 4 還是去年行春客 還是是れ去年の行春の客

道士の住処にある谷川、あんずの花は、去年と同じく今も流れていたり、手折られていたりする。山に住む道士がここに帰ってきて誰が来たのかと問うたならば、それもまた去年と同じく「行春」の途中にここを尋ねてき

た旅人ですと答えよう、という内容である。

第4句の「行春客」に着目したい。会えなかつた道士に対して、書き置きをするにしても、自分のことを「行春客」と言う必要は無い。実際に、韋応物自身の禮上閑居時の作⁴⁰⁷「同韓郎中閒庭南望秋景」(巻七)に「朝下抱餘素、地高心本閒。如何趨府客、罷秩見秋山。」(朝より下りて余素を抱き、地高くして心本より閑なり。如何ぞ府に趨く^もの客ならば、秩を罷めて秋山を見んや。)と、まるで役所は、自分がいるべき場所ではなかつたといふかのような「趨府客」という表現も見られるのである。

「行春客」ということばは、この詩を詠んだ時の韋応物の意識として、役人の仕事と道観や寺院を訪ねることは矛盾したものでなかつたことを裏付けるものである。

このように役人仕事をしながら、役所から離れた場で隱遁の気分を味わうものは他の江州刺史期の詩にも見られる。同じく貞元二年春の巡察の時に詠まれた、³³⁰「春月観省属城始憩東西林精舍」(巻六)に次のようにある。

- 17 人事即云浪 人事即ち云に浪び
18 歲月復已綿 歲月復た已に綿たり
19 殿宇餘丹紺 殿宇 丹紺を余し
20 磴閣峭歛懸 磴閣 歛懸に峭たり
21 佳士亦棲息 佳士も亦 棲息し
22 善身絶塵縁 身を善くして塵縁を絶つ

- 23 今我蒙朝寄 今我 朝寄を蒙り
24 教化敷里鄣 教化もて里鄣に敷かんとす
25 道妙苟爲得 道妙 苟しくも得たりと為さば
26 出處理無偏 出処 理 偏り無からん
27 心當同所尚 心 當し尚ぶ所と同じくせば
28 跡豈辭纏牽 跡 豈に纏牽せらるるを辞せんや

巡察の途中に寄つた、東西寺は俗世間と離れており、そこで休憩していると超俗の気分になる。しかし、一方で自分は朝廷から刺史に任命され、家々に皇帝の教化を広めていく責任がある。もし仏教の教義を修めることができたならば、出仕も隱遁も変わりはなく、わずらわしい仕事を辞める必要はない、と詠む。

「簡寂觀西澗瀑布下作」に見える役人をしながら楽しむという状態から、一步進んで、仏教の教義を修めることができれば、たとえ役所にいたとしても、寺院で味わつた気分を手にすることができると言っている。

次に、寺院詩ではないが、¹⁵²「因省風俗与徒姪成緒遊山水中道先歸寄示」(巻三)を見てみたい。

- 9 每慮觀省牽 觀省の牽くを慮ふる毎に
10 中乖遊踐志 中に遊踐の志に乖く
11 我尚山水行 我は尚ほ山水に行き
12 子歸棲息地 子は棲息の地に帰る

- 13 一操臨流袂 一たび流れに臨むの袂を操り
 14 上聳干雲轡 上に雲を干すの轡を聳む
 15 獨往倦危途 独り往くも危途に倦み
 16 懷冲寡幽致 冲しきを懷きて幽致寡し
 17 頼爾還都期 頼む 爾の都に還る期
 18 方將登樓遲 方將に樓に登りて遅たんことを

仕事として春の巡察をしなければならぬと思うたびに、山水の中に足を踏み入れて遊びたいという気持ちに背いていた。從姪成緒が西林寺に帰り、別れた後ももしばし遊行を続け、一人山水の中を進むつもりだが、きつと一人ではつまらないだろう。成緒が都に帰ってくるころに、高い樓閣に登って帰りを待っていよう、と詠む。

この詩では、「春月観省属城始憩東西林精舍」と違つて、自分が持っている山水遊行への思いと、職務である巡察が相反するもののように詠まれている。

しかし、同じく江州刺史のころ、同じ成緒に送った433「題從姪成緒西林精舍書齋」（巻七）には次のようなことばが見える。

- 17 郡有優賢榻 郡に優賢の榻有り
 18 朝編貢士詔 朝に貢士の詔を編ず
 19 欲同朱輪載 朱輪の載するに同じくせんと欲すれ

20 勿憚移文誥 移文の誥るを憚ること勿かれ

韋応物自身が勤める江州には賢者を特別に優遇するための長いすががあり、朝廷では郷貢の進士のための詔が編まれている。漢代に二千石の公卿などが乗ったという朱輪に乗れるように出世したいのであれば、山林に住む者が出仕するのを非難する移文にそしられるのをいやがってはならない、と詠う。

ここには、「因省風俗与從姪成緒遊山水中道先歸寄示」の中で仕事が自分の遊びたいという気持ちと相反すると述べていたのと異なり、むしろ積極的に出仕を勧めている様子が見える。寺院にいる時には、こうした心境になれたようである。

寺院という場で詠んだのではないが、僧などに寄せた詩も、寺院に関わっているという意味で、寺院詩だと考えることができる。

- 1 兀兀山行無處歸 兀兀として山行し処として帰る
 2 山中猛虎識棕衣 山中の猛虎 棕衣を識る
 3 俗客欲尋應不遇 俗客 尋ねんと欲すれども応に遇はざるべし
 4 雲溪道士見猶稀 雲溪の道士 見ること猶ほ稀なり

[151] 「寄廬山棕衣居士」巻三(一)

一心不乱に山を登っていくうちに帰り道を忘れてしまった。そのとき聞こえてきた虎の鳴き声は、まるで自分が尋ねようとしている棕櫚で作った服を来た居士の居場所を知っているかのようであった。俗世間からきた草動物自身は彼を訪ねようとしても会えないだろう。雲やもやが満ちる谷に住む道士に会うのはまだだから、と詠む。

この詩では、自分自身を「俗客」と言い、自らの生活の中心が役人世界にあることが意識されている。

1 結茅種杏在雲端

茅を結び杏を種うるは雲端に在

り

2 掃雪焚香宿石壇

雪を掃き香を焚き石壇に宿る

3 靈祇不許世人到

靈祇は世人の到るを許さず

4 忽作雷風登嶺難

忽ち雷風を作して嶺に登るに難

あり (158「寄黃尊師」卷三)

黃尊師は雲の端ほどの高さの場所で廬を結び、杏の木を植えて、雪を掃き清め、香を焚き、石製のうてなに住んでいる。神靈はそこに俗世間の人間がたどり着くのを許さず、突然雷や風を巻き起こしてしまったため、黄尊師のいるところまで登れなかった、と詠う。

この詩でも、自分自身を「世人」と言い、同じく生活の中心が役人世界にあることを意識した表現となっている。

1 世間荏苒繁此身 世間荏苒として此の身に繁はり
2 長望碧山到無因 長く碧山を望むも到るに因る無し

3 白鶴徘徊看不去 白鶴徘徊して看れども去らず

4 遙知下有清都人 遙かに知る下に清都の人有るを

(150「寄劉尊師」卷三)

俗世間のことが長い間ずっと我が身にまわりつき、ずっと劉尊師の住む青い山を望みみていたが行く機会が無い。山を眺めているうちに、白い鶴がずっと滞空している場所があった。きっとそこに天帝の都の人が住んでいるのだろう、と言う。

この詩でも、第1句に顕著なように、自分は俗世間の人間であるという認識が表出されており、さらに「繁」字を使い、世俗にいることをあまりいいことと思っていない様子が見える。

この三首に共通するのは、自分は俗世界の人間であるから、僧らに会いに行けない、もしくは山に行っても会えないと述べることである。

このような状態をうまく解消するためなのか、次のような詩も詠まれている。直前の二首に見えた、黄尊師・劉尊師へ宛てた詩である。

……

- 9 道尊不可屈 道尊は屈すべからず
 10 符守豈暇餘 符守は豈に暇余あらんや
 11 高齋遙致敬 高齋に遙かに敬を致す
 12 願示一編書 願はくは一編の書を示さんことを

(159 「寄黄劉二尊師」卷三)

二人の尊師が住む廬山が超俗の場所であることを述べたあとのまとめの部分である。僧侶たちは自らの志を屈せず、山を下りたりできないうし、刺史である自分も山に登る暇はない。そこで、この二人のいる山中からは遠い郡齋から敬意を払って詩を送り、一冊の書物を頂きたい、と詠む。

こうした態度は、郡齋にいながらにして、寺院や山中にいるときのような境地に至りたいという思いの表れである。

以上、見てきたとおり、江州刺史期の韋応物は山水での遊行が良いのだと時折は述べつつも、吏隱の境地を詠出することもできるようになっていった。しかし、それには寺院や僧など特殊な場や人物との関わりをもつことが不可欠であった。だが、蘇州刺史期にはそうした寺院にまつわるものを詩に詠まなくても、吏隱の境地に至ることができるようになっている。この転換を解く鍵は左司郎中期にある。

三 左司郎中期の詩に見える吏隱意識

第一節で考証したように、確実に左司郎中期の詩と認定できるのは、四首のみである。本節では、それぞれの詩にどういう吏隱意識が詠まれているのかを考える。

- 310 「对韓少尹所赠硯有懷」(卷六) は次のようである。
- 1 故人謫遐遠 故人 遐遠なるに謫せられ
 - 2 留硯寵斯文 硯を留めて斯文を寵む
 - 3 白水浮香墨 白水 香墨を浮かべ
 - 4 清池滿夏雲 清池 夏雲を満たす
 - 5 念離心已永 離るるを念ひ心已に永く
 - 6 感物思徒紛 物に感じて思ひ徒らに紛る
 - 7 未有桂陽使 未だ桂陽の使ひ有らず
 - 8 裁書一報君 書を裁して一に君に報せん

古なじみである韓質が遠く郴州(現在の湖南省郴州市一帯)にまで左遷された。彼がかつて贈ってくれた硯を見ていると、別れてしまつて悲しく思う気持ちわき起こつてきた。桂陽とも呼ばれた郴州からの使者がまだ来ていないので、手紙を書いて君に近況を報告しようと思う、という内容の詩である。

遠く離れていった友人を思つた詩であることもあつてか、吏隱意識につながるものは詩に表れてはいない。

290 「奉賀聖製重陽日賜宴」(卷五)には次のようである。

- 1 聖心憂萬國 聖心は万国を憂へ

- | | | |
|----|-------|---------------|
| 2 | 端居在穆清 | 端居 穆清に在り |
| 3 | 玄功致海晏 | 玄功は海晏を致し |
| 4 | 錫讜表文明 | 錫讜は文明を表す |
| 5 | 恩屬重陽節 | 恩は重陽節に属し |
| 6 | 雨應此時晴 | 雨も此の時に応じて晴る |
| 7 | 寒菊生池苑 | 寒菊 池苑に生じ |
| 8 | 高樹出宮城 | 高樹 宮城より出づ |
| 9 | 捧藻千官處 | 藻を捧ぐ 千官の処 |
| 10 | 垂戒百王程 | 戒めを垂る 百王の程 |
| 11 | 復覲開元日 | 復た覲る 開元の日 |
| 12 | 臣愚獻頌聲 | 臣は愚なれども頌声を獻ぜん |

天子は国中のことを気に懸け、その功は都から遠い海をおだやかにするほどで、このたび重陽の日に宴を我々臣下のために賜り、文徳をお示しになった。それに応ずるかのように雨が降り、雨の中で秋の終わりの菊が池の端に咲き、高い木が宮殿の外にまで枝を伸ばしている。御製の詩は官吏の集まるところで、そこにいる臣下たちに恭しく捧げ持たれ、天子は歴代の帝王のやり方に従って訓戒を述べられた。まるで開元年間のような穏やかな日であり、お祝いの歌を献上することにした、と詠む。

この詩は、徳宗が貞元四（七八八）年に開いた宴や、皇帝の治世の素晴らしさを言祝ぐもので、吏隠意識に直接つながる言及はない。

291 「和吳舍人早春帰沐西亭言志」（巻五）には次のよう

にある。

- | | | |
|----|-------|--------------|
| 1 | 曉漏戒中禁 | 曉漏は中禁を戒め |
| 2 | 清香肅朝衣 | 清香は朝衣に肅たり |
| 3 | 一門雙掌誥 | 一門の双掌誥 |
| 4 | 伯侍仲言歸 | 伯は侍し仲は言に帰る |
| 5 | 亭高性情曠 | 亭高くして性情曠に |
| 6 | 職密交遊稀 | 職密かにして交遊稀なり |
| 7 | 賦詩樂無事 | 詩を賦して事無きを樂しみ |
| 8 | 解帶偃南扉 | 帯を解き南扉に偃す |
| 9 | 陽春美時澤 | 陽春に時沢を美し |
| 10 | 旭霽望山暉 | 旭霽に山暉を望む |
| 11 | 幽禽響未轉 | 幽禽 響き未だ転ぜず |
| 12 | 東原綠猶微 | 東原 緑猶ほ微かなり |
| 13 | 名雖列仙爵 | 名は仙爵に列せらると雖も |
| 14 | 心已遺塵機 | 心は已に塵機を遺る |
| 15 | 即事同巖隱 | 即事は巖隱と同じ |
| 16 | 聖渥良難違 | 聖渥良に違ひ難し |

夜明けを知らせる水時計が禁中に張り詰めた空気をもたらし、清らかな香りの中、朝服を着た役人が厳肅な面持ちで並んでいる。ともに詔の起草を担当していた吳氏兄弟のうち、兄はそこに並んでおり、弟である君は休暇を取って帰っていた。今、君が休んでいる西亭は高く気持ちは開放的で、仕事も休んで、人との交遊も少なくて

んびりしてゐるようだ。今、君は詩を作つて、仕事を休んでゐることを楽しみ、服の帯をほどいてゆつくりし、春の景色を愛で楽しんでゐる、と言つてきた。君の名はすでに官吏の名簿に列ねられてはゐるが、心は俗世のことを忘れ去つてゐるかのようだ。君の今この状態こそは岩屋での隠遁とまさしく同じである。天子のご恩はまことに背きたいものであるから、役人を辞めずともよいではないか、と詠む。

詩題に見える「呉舍人」は呉通玄のこと。休暇を取つて、韋応物に詩を贈つてきたようだが、おそらくその内容は官吏を辞めて隠遁したいといったものであつたのだろう。第7句から第12句までに書かれてゐるのは、通玄の詩の内容を受けたものだと思われる。

ここで着目したいのは、第13句以降の四句である。「仙爵」は、官吏の美称。『旧唐書』卷七十二「褚亮伝」に「始太宗既平寇亂、留意儒學。乃於宮城西起文學館、以待四方文士。……尋遣圖其狀貌、題其名字・爵里。乃命亮爲之像贊、號十八學士寫眞圖。……預入館者、時所傾慕、謂之『登瀛洲』。」（始め太宗既に寇乱を平らぐるに、儒學に留意す。乃ち宮城の西に於いて文學館を起て、以て四方の文士を待す。……尋いで其の状貌を図き、其の名字・爵里を題せしむ。乃ち亮に命じて之が像の贊を爲らしめ、十八學士写真図と号す。……預りて館に入る者は、時に傾慕する所となり、之を「登瀛洲」と謂ふ。）と、「學士」となつたものを「仙界に行つた人」と呼んだことを

踏まえた表現である。『旧唐書』卷一百九十下「文苑伝下」呉通玄によると、通玄は貞元の初め、翰林學士に召されており、彼を表すのにふさわしい表現となつてゐる。役人として名簿に連ねられてゐる通玄の心はずで俗世間の煩わしさを忘れてゐる。このこと自体が「巖隱」と同じであるというのは、官吏をしながら隠者の心を持つてゐる、通玄の様子を詠んだものである。韋応物自身のことではないといへ、詩人が寺院に行つたり、僧の力を借りたりせずに、吏隱の生き方を詠むことができるようになったのは、江州刺史期の吏隱意識の表現と比べて、異なるところである。

最後に292「奉和張大夫戲示青山郎」（卷五）を見てみよう。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 天生逸世姿 | 天生 逸世の姿 |
| 2 竹馬不曾騎 | 竹馬 曾て騎らず |
| 3 覽卷冰將釋 | 卷を覽ること 冰の將に釈けんとするがごとく |
| 4 援毫露欲垂 | 毫を援くこと 露の垂れんと欲するがごとし |
| 5 金貂傳幾葉 | 金貂は幾葉に伝へられ |
| 6 玉樹長新枝 | 玉樹は新枝を長ぜしむ |
| 7 榮祿何妨早 | 榮祿 何ぞ早きを妨げん |
| 8 甘羅亦小兒 | 甘羅も亦 小兒なり |

生まれつき他に擢んでいた「青山郎」は、幼くして水が溶けるように書をさらさらと読みこなし、露が滴り落ちるかのようなうまい字を書く。漢代に侍中らが付けたという金の蟬やてんの尾の飾りは、張家に何代にもわたって受け継がれ、その家に生まれた優れた子どもは、玉の樹木が新しい枝を伸ばすかのように、早くも才能を現してきた。榮譽や俸禄を受けるのに早いと言うことはない。かつて十二歳で呂不韋に仕えた甘羅も子どもだったではないか、と詠う。

この詩は、先に見た江州刺史期の詩「題從姪成緒西林精舍書齋」と同じく、自分より若輩のものに官吏の世界に入るように勧める点で共通する。ただ、同じ出仕を勧める内容ではあるが、題に「戲」とあるように、子どもを相手に少しからかっているような遊び心を持って詠われている詩である。「題從姪成緒西林精舍書齋」に使われていた「誚」のような強く責めるようなことばもなく、口調も柔らかである。気持ちに余裕のあるときに詠んだ詩であろう。

以上、四首のうち、吏隱意識につながるようなのは後半の二首である。「和吳舍人早春歸沐西亭言志」には、役人をしてながらも隱者の心持ちになれば、それでよいという考えが見え、「奉和張大夫戲示青山郎」には、ゆとりをもって役人生活を送り、他人に役人生活を推奨する姿が見えた。この時期の韋応物は総じて役人生活を積極的に肯定し、その中で隱者のようなおだやかな気持ちにな

ればよいという考えになつていったようである。しかもそれは、江州刺史期のように寺院の助けを必要としない、言い換えれば寺院にいらなくても、また僧などの力を借りなくても隱者のような落ち着いた心境になれるというものであつた。

なお、左司郎中期の吏隱意識がこういうものであれば、第一節で繫年の確定が難しいとした⁵³⁶「送褚校書歸旧山歌」の繫年を推定することもできる。詩の最後である第19・20句に「不見東方朔、避世從容金馬門。」（見ずや東方朔の、世を避けて金馬門に從容たるを。）とある。このように、役人をしてながらも隱者の心境に慣れるという言い方で役人の世界に留まるよう勧めているのは、左司郎中期の「和吳舍人早春歸沐西亭言志」の言い回しに近い。この表現の類似性から、「送褚校書歸旧山歌」は、左司郎中期の作である可能性があるとと言えるだろう。

では、韋応物が寺院に行かなくても落ち着いた心境を得られると詠むようになったのには、どういう理由があつたと考えられるのであろうか。

四 吏隱意識の轉換の理由

前節までに確認した韋応物の意識の轉換、とくに心の中で吏と隱との調和をとるために、寺院をさほど必要としなくなつたということについて考えるとき、韋応物が江州刺史から左司郎中に遷ったときに何が起つたのかを確かめる必要がある。従来は、韋応物が江州刺史から

左司郎中になったということはわかっていたが、どうして左司郎中になったのかという点について、詳細な経緯はわからなかった。

しかし、二〇〇七年の韋応物墓誌²⁹⁵の出土によって、韋応物が江州刺史期に直面した事件が明らかになった。墓誌には次のようにある。

尋遷江州刺史、如滁上之政。時□使有從權之斂。君以調非明詔、悉無所供。因有是非之訟、有司詳按。聖上以州疏端切、優詔賜封扶風縣開國男。食邑三百戶。徵拜左司郎中、總轄六官、循舉戴魏之法。(尋いで江州刺史に遷り、滁上の政のごとくす。時に□使從權の斂有り。君調の明詔に非ざるを以て、悉く供せしむる所無し。因りて是非の訟有り、有司詳かに按ず。聖上州疏の端切なるを以て、優詔して扶風県開國男に賜封す。食邑三百戸なり。徵されて左司郎中に拜せられ、六官を総轄し、戴魏の法に循挙す。)

韋応物が江州刺史のとき、何らかの使いとして朝廷からやってきた役人が権力にものを言わせて不正に税金を取ろうとした。韋応物はそれが詔によったものではないとして供出しなかった。そこで、どちらの主張が正しいのかという訴訟が起き、役人が詳細に調べた。天子は韋応物の訴えをよしとして、特別に扶風県の男爵に封じ、左司郎中として長安に呼びよせた。

ここで着目したいのは、時の皇帝徳宗が詔を出して韋応物の主張を認めたという事実である。韋応物は十四、五歳のころ、すでに皇帝の近衛として働いていた。しかし、二十歳を目前にしたころ、安祿山の乱が起こり、玄宗が蜀へと落ち延びることになった。その際、韋応物は玄宗の逃避行について行けなかった。その数年後、洛陽丞として役人生活を始めた。落ち延びる玄宗に従うこともかなわず、皇帝の側近から一介の県丞になってしまった経験は韋応物にとつて、大きな挫折であった。この時に受けたであろう、皇帝の側近を外されたというショックは、おそらくその後の彼の人生でずっと尾を引いていたと思われる。

このような挫折感を抱きつづけていた韋応物にとつて、皇帝に直接認められた、しかも「優詔」とあるように、自らの功績を手厚く認めてもらえたということは、官吏として働く上で大きな自信につながったと思われる。左司郎中期の「和吳舍人早春婦沐西亭言志」にも「聖渥良難違」(聖渥良に違ひ難し)と、皇帝に恩を感じている様子がありありと窺えるし、その後、蘇州刺史として外任を命ぜられたときの作である²⁹³「答河南李士巽題香山寺」(巻五)にも「前歲守九江、恩召赴咸京。」(前歲九江に守たり、恩召ありて咸京に赴く。)と、皇帝から受けた恩を非常に大切に思っているような言い回しが見える。このように彼が深く感じ入っていた皇帝の恩が、江州刺史期までの寺院などに代わって、左司郎中期以降の役

人生活を続ける韋応物の心の支柱となった。そして、それが彼を、白居易が手本とした吏と隠の調和がとれた精神の境地へと導いたのではないだろうか。

おわりに

本稿では、韋応物の左司郎中期の詩の繫年をできる限り確定した上で、江州刺史期から左司郎中期にかけての韋応物の吏隠意識の変遷と、その理由について考察をした。

繫年について、従来、左司郎中期とされてきたものを全面的に見直し、そのほとんどが左司郎中期の作ではなく、この時期には四首（または五首）しか詩が詠まれていないということを確認した。

韋応物は、江州刺史期には、「道妙苟爲得、出處理無偏。」（道妙苟しくも得たりと為さば、出處理偏り無からん。）ということばに象徴的のように、仏教やそれを教えてくれる寺院という場、および僧の助けを借りることによって、役人生活の煩わしさを乗り越えようとしていた。一方、左司郎中期にはそうした仏教や寺院、僧の助けを必要とせず、皇帝の恩を頼りに、役人生活に励んでいくようになった様子が見られた。極端に詩作が少なくなつたのも、皇帝に与えられた任務に励むことで恩返しをすることを第一としていた生活態度の表れだと考えられる。皇帝に認められたことに起因する、こうした精神構造の転換があったからこそ、蘇州刺史期の韋応物は白居易が範とするような役人生活を送ることができたのだろう。

注

(1) 四部叢刊所収那波道圓本による。作品番号は花房英樹『白氏文集の批判的研究』（彙文堂書店、一九六〇年）によつた。

以下、白居易の詩文については同じ。

(2) 赤井益久『中唐詩壇の研究』第Ⅱ部第3章「閑適詩考」（創文社、二〇〇四年。初出「白居易と韋応物に見る「閑居」」、『国学院雑誌』九十四—八、一九九三年）。

(3) 墓誌とは、丘丹「唐故尚書左司郎中・蘇州刺史京兆韋君墓志銘并序」を指す。事跡の変更については、拙稿「新出土韋応物墓誌」（『中国中世文学研究』第五十四号、中国中世文学会、二〇〇八年）を参照。詩の繫年と蘇州期の吏隠意識の詳細については「韋応物の蘇州刺史期について——詩の繫年と吏隠意識——」（『日本中国学会報』第六十二号、二〇一〇年刊行予定）。

(4) 本稿では四部叢刊本『韋江州集』を底本とし、陶敏・王友勝校注『韋応物集校注』（上海古籍出版社、一九九八年。『校注』と略称する）、孫望編著『韋応物詩繫年校箋』（中華書局、二〇〇二年。『繫年』と略称する）の編年、及び阮廷瑜校注『蘇州詩校注』（華泰文化事業公司、二〇〇〇年）を適宜参考にした。詩題の番号は、赤井益久「韋応物伝記伝本攷」（『国学院雑誌』第七十九卷第十号、一九七八年）によつた。

(5) 底本「二」に作る。中国国家図書館藏宋乾道七年刻本『蘇州集』（北京図書館出版社影印本、二〇〇四年）、中国国家

図書館蔵宋刻本『韋蘇州集』（北京図書館出版社影印本、二〇〇四年）によって改めた。

(6) 『繫年』は建中三（七八二）年の作とするが、大曆十四（七十九）年の作だと考えられる。韋応物は大曆四（七六九）年に洛陽から長安に移っていると考えられ、そこから十年であれば、大曆十四年ごろにこの詩が作られたことになる。

(7) 郁賢皓『唐刺史考全編』巻二百五十七「嶺南道」廣州（安徽大学出版社、二〇〇〇年）。

(8) 陶敏『全唐詩人名彙考』「韋応物」（遼海出版社、二〇〇六年）。

(9) 傅璇琮『唐代詩人叢考』（中華書局、二〇〇三年新版）。

(10) 譚優孚氏は『唐詩人行年考』「李益行年考」（人民出版社、一九八一年）のちに触れる譚氏が引用する卞氏の説は、「李益年譜稿」（『中華文史論叢』第八輯、上海古籍出版社、一九七八年）に見える。

(11) 譚氏は前掲注（10）著書の中で、「司空魚公」は、「司空魯公」であろうと考証している。

(12) 前掲注（9）傅氏著書。

(13) 『旧唐書』巻十二「徳宗紀上」による。『資治通鑑』巻二百二十七によると、翌五月に李懐光らが朱滔らの乱討伐の詔を受けている。

(14) 傅璇琮『唐才子伝校箋』巻四「耿湋伝」（中華書局、一九八九年）に、耿湋が大曆十一年七月に括図書使となったことが詳細に考証されている。

(15) 芳村弘道氏は「韋應物の生涯」（『唐代の詩人と文献研究』

朋友書店、二〇〇七年）の「第四節 京兆府功曹から鄂縣令まで」の中で、黎幹の推挙によって韋応物が京兆府功曹にとり立てられたことを考証している。

(16) 宇文逸「唐故銀青光祿大夫尚書兵部侍郎壽春郡開國公黎公墓誌銘并序」（周紹良主編『唐代墓誌彙編』貞元〇三四、上海古籍出版社、一九九二年）。

(17) 蘇州刺史期の詩の繫年については、前掲注（3）拙稿において詳述する。

(18) 354 「東林精舎見故殿中鄭侍御題詩、追旧書情涕泗横集。因寄呈閭澧州馮少府」（巻六）も寺院で詠まれた詩ではあるが、詩全体は鄭常を悼む内容であり、吏隠意識に繋がるものは見出せないため、考察の対象外とした。

(19) 『旧唐書』巻十三「徳宗紀下」貞元四年九月条に「癸丑、賜百僚宴於曲江亭、仍作重陽賜宴詩六韻賜之。群臣畢和、上品其優劣。以劉太真・李紆爲上等、鮑防・于邵爲次等、張濂・殷亮等二十人又次之。唯李晟・馬燧・李泌三宰相之詩不加優劣。」（癸丑、百僚に賜ひて曲江亭に宴し、仍りて重陽賜宴詩六韻を作りて之に賜ふ。群臣畢和し、上其の優劣を品す。劉太真・李紆を以て上等と爲し、鮑防・于邵を次等と爲し、張濂・殷亮等二十人は又之に次ぐ。唯だ李晟・馬燧・李泌の三宰相の詩のみ優劣を加へず。）とある。

(20) ？〜七九四？。兄の吳通微とともに文才があることで有名であった。貞元の初め、翰林学士、起居舎人となり、知制誥にも任じられた。『旧唐書』巻一百九十下、『新唐書』巻一百四十五に伝がある。なお、『校注』は、吳通微が中書舎人

となったことがあるので、この呉舎人を呉通微とする。しかし、通微が中書舎人となったのは、貞元七（七九一）年のことで、このころ韋応物はずでに蘇州で亡くなっているため、通微とするのは誤りである。また、『旧唐書』は、通微を兄、通玄を弟とするが、『新唐書』は通微を弟とし、通玄を兄とする。この詩をもとに考えると、『旧唐書』の記述の方が正しい。

(21) 「仙辭」という語は、ほかに見られない言葉である。なお、この表現を韋応物が使った意図として、本文で述べた呉通玄が学士であったということ以外に、詩を贈る相手の名が「通玄」であるから、その名の奥深い道理に通じている人物であることも踏まえて「仙」と言ったとも考えられる。

(22) 「垂露」という、細く柔らかな線で書かれる字体の名をもじった句。王愔『文字志』（『初学記』巻二十一）に「垂露書、如懸針而勢不遒勁、阿那若濃露之垂。故謂之垂露。」（垂露書は、懸針にして勢ひ遒勁ならず、阿那たること濃露の垂るるがごとし。故に之を垂露と謂ふ。）とある。

(23) 「玉樹」は、『世説新語』言語篇92に「謝太傅問諸子姪、『子弟亦何預人事。而正欲使其佳。』諸人莫有言者。車騎答曰、『譬如芝蘭玉樹、欲使其生於階庭耳。』」（謝太傅 諸子姪に問ふ、「子弟 亦何ぞ人事に預からん。而るに正に其れをして佳ならしめんと欲す」と。諸人 言ふ有る者莫し。車騎答へて曰く、「譬ふれば芝蘭玉樹の、其れをして階庭に生ぜしめんと欲するがごときのみ」と。）とあるのを踏まえ、立派な子弟のことを喩える。

(24) 甘茂の孫。甘茂の死後、十二歳で秦の呂不韋に仕えた。『史記』巻七十一「甘羅列伝」に「甘羅者、甘茂孫也。茂既死後、甘羅年十二、事秦相文信侯呂不韋。」（甘羅は、甘茂の孫なり。茂既に死せし後、甘羅 年十二にして、秦相文信侯呂不韋に事ふ。）とある。

(25) 前掲注（3） 拙稿参照。

(26) 拙稿「新出土韋応物妻元嶺墓誌」（『中国学研究論集』第二十一号、二〇〇八年十二月）の中で詳しく述べた。